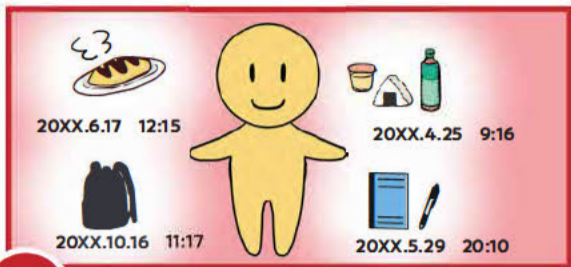


クイズ 10 個人関連情報に該当するのは？



A ある個人の商品購買履歴



B マイナンバー



C 特定の個人を識別できる蓄積されたある個人の位置情報

6 個人関連情報？
これは改正法で定められた「個人関連情報」の第三者提供の制限等に沿った対応が必要だ

7 個人関連情報とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもので、
例えば、端末識別子を通じて収集されたサイト閲覧履歴などが該当する
※個人データに該当する(特定の個人を識別できる)ものは、個人関連情報にはあたりません。

8 個人関連情報を第三者に提供する場合、提供先において「個人データとして取得することが想定される」ときには、本人同意を得る必要があるわ
同意はどっち？
A社? コジョHD?
今回のケースだと、どちらの会社が本人同意を取得するんですか？

9 原則、本人と接点を持ち、情報を提供する主体となる提供先、つまり今回のケースだとうちの会社(コジョHD)よ
提供元のA社で同意取得を代行することもできるけど、お客様情報を把握し、利用するのはうちの会社なんだろう？
提供元 A社 ID:購買履歴のみ 提供先 コジョHD 個人関連情報
本人 同意を得る

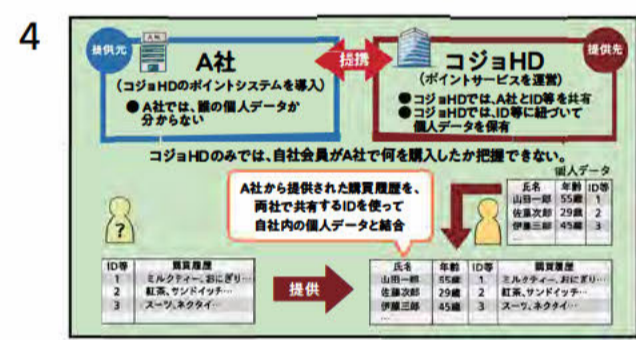
10 まずは確認
お話しした企画はすぐ見直します
この企画とは逆にうちから他社に個人関連情報を渡していいケースがあるかもしれないな...
他社とどのような情報のやり取りをしているか、まずは全社横断で整理することが必要な

第10話 改正法編④ 個人関連情報とは？

1 個人情報保護法改正対応を確認する法務部メンバー、今日は販売促進部に来ています
販売促進部ではどんなお仕事をされているんですか？

2 主に商品プロモーションが多いですが、最近はアプリを通じて、お客様の購買履歴に応じたお知らせなどを企画しています
なるほど 具体的にはどんな企画なのかな？

3 他社で商品購入した場合でもうちのアプリでポイントがたまるようにして、弊社からアプリ会員への購買履歴をもらうことで、効果的な販売促進ができるという企画です
図で確認させてもらってもいいかな



5 こんな感じですが、A社では特定の個人を識別できないデータだから個人データの第三者提供には当たらないんですよ
ちょっと待った!

本資料は令和4年4月1日時点の個人情報保護法等の概要をまとめたものであり、個人情報取扱事業者の義務や例外規定の全てを記載したものではありません。個人情報保護法の詳細な内容については、個人情報保護委員会のホームページ内、個人情報保護に関する法律や、ガイドライン等をご参照ください。